

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ：中国現法の減資等による資金の還流について

日系企業の中国子会社は10,000社以上にのぼり、進出当初と現在では事業環境が大きく変わっているケースも少なくないと思われます。本稿では、中国子会社側での余剰資金を日本本社へ還流させる方法についてご紹介いたします。主な資金還流方法は、利益配当と資本金を減少させて減資対価を支払う有償減資があります。

1. 利益配当による資金還流

配当実施に先立ち、配当可能額の算出が必要です。毎年の利益処分にあたり、法定利益準備金(中国語では法定盈余公積)が登録資本金の50%となるまで税引後利益の10%を法定利益準備金として積立てる必要があります。前年度の税引後利益からこの法定準備金を控除し、それ以前の繰越利益を加算した額が配当可能額となります。

配当実施の手続きとしては、董事会が会社の利益配当案を作成し、株主会(中国語では股东会)が承認します。配当金に対しては10%の企業所得税が源泉徴収されます。一方で、中国子会社からの受取配当金についての日本での取り扱いについては、外国子会社配当益金不算入制度にて、その配当額の95%を益金の額に算入しないことができます。

2. 有償減資による資金還流

外資企業の減資は、かつては禁止されていましたが、2020年に外商投資法が施行され、いわゆる「外資三法」が廃止されたことなどから、財務状況が良い外資企業の場合は減資が認められる事例が出てきました。

減資には出資資金の払い戻しを伴う有償減資と、出資資金の払い戻しを行わない無償減資がありますが、本稿では資金の払い戻しを伴う有償減資についてご説明します。

有償減資による海外親会社への送金は、中国子会社の登録資本金の減少金額の範囲内となり、資本剰余金の減少による送金は認められません。減資のための手続きとしては、董事会による減資案の作成、株主会による決議、貸借対照表及び財産明細表の作成、債権者への通知、新聞での公告、債務弁済等、市場監督局への登記などを経て、銀行に対し国外送金の手続きを行います。

3. 有償減資の税務上の取り扱い

中国子会社が有償減資を実施する場合、親会社側の税務上は次の3つに分けて取り扱われます。

税務上の扱い	内容	企業所得税
①投資の回収	当初の払込資本金額に相当する部分	課されない
②みなし配当	中国子会社の未処分利益及び利益剰余金のうち、払込済資本の減少比率により10%計算される部分	
③投資資産の譲渡所得	①+②を超える部分	10%

事例)

日本法人A社の100%子会社である中国法人B社のB/Sは資本金1,000万元、利益剰余金500万元、純資産1,500万元です。B社の資本金を400万元減少させ、その対価として700万元を支払いたいと考えています。

税務上の取り扱い：

①投資の回収 = 400 (万元)

②みなし配当 = 利益剰余金残高500 × (資本金減少額400 / 減資前資本金額1,000) = 200 (万元)

③投資資産の譲渡所得 = 減資対価700 - (①400 + ②200) = 100 (万元)

みなし配当 200 万元および投資資産の譲渡所得 100 万元に対し、中国国内で 10%の企業所得税が課税されます。

お見逃しなく！

前述の通り、有償減資による対外送金については登録資本金の減少金額の範囲内となり、資本剰余金などの減少による送金は認められません。このため中国子会社に余剰資金があったとしても、その一部分しか親会社へ送金できないということが発生しがちです。中国子会社からの資金還流が早急に必要という状況でなかったとしても、専門家等を活用し、どのような手段でどのように送金が可能かという点についてチェックしておくことがリスクマネジメントの点でも有用と思います。